

入札保証金・契約保証金について

1 入札保証金について

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

なお、本入札においては、購入、保守のそれぞれについて免除申請をしなければならない。

(1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、入札書に記載する金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

※入札金額の100分の5ではないので注意すること。

(2) 入札保証金の納付方法

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、金融機関に払い込むこと。

この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを令和8年9月16日（水）正午までに埼玉県立精神医療センター事務局管財・用度担当（以下「担当窓口」という。）に提出すること。

(3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等に対する定期預金 債権	当該債権証書に記載された債権金額
エ	銀行等又は保証事業会社 の保証	その保証する金額

(4) 担保の提供

入札参加者等は、上記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、令和8年9月16日（水）正午までに担当窓口_に当該有価証券等を提出するものとする。

預かり時、当機関から当該有価証券と引換えに「預り証」を交付する。

(5) 入札終了後の入札保証金

ア 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときには、入札保証金等を納付した非落札者に対して次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。

(イ) 前記(2)の方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「還付請求書（様式第10号）」の提出により還付する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し、記名押印して提出することにより還付する。

イ 落札者に係る当該入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 入札保証金の免除

入札参加者が入札保証金の納付の免除を希望した場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第6条に規定する次のいずれかに該当するときに限り、入札保証金の納付を免除することができる。

ア 入札参加者が、保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 契約履行実績に基づく入札保証金の免除

国、地方公共団体その他の者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、本調達年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したとき。

【留意点】

国、地方公共団体その他の者	「その他の者」には、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人その他民間事業者が含まれるものであること。
本調達年度を含め過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したものの	本調達年度を含め過去5年度以内に履行の検査が行われ、誠実に履行したことが確認できること。 契約の相手方は、必ずしも同一でなくてよい。

アまたはイの場合には「**入札保証金免除申請書（様式第5号）（以下「免除申請書」という。）**」と当該保険証書等を、ウの場合には「**免除申請書**」と「**契約の履行について（様式第7号）**」に条件を満たす契約書その他契約内容が分かる書類の写し及び履行を証明するものを添え、**令和8年9月8日（火）正午**までに担当窓口提出しなければならない。

入札保証金の免除の可否については、令和8年9月11日（金）午後5時までに電子メールにより通知する。

【留意点】

契約書等の写し	契約の規模を判断するため、契約金額は抹消しないこと。 仕様書や内訳部分の写しは原則として不要とする。
「履行を証明するもの」の例	①履行証明書、②代金受領証拠書類（預金通帳等）の写し等 なお、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター、埼玉県立精神医療センターを相手とする契約である場合に限り、当センターで履行を確認できるので履行を証明する書類は必要としない。

2 契約保証金について

契約保証金の納付を要する場合においては、契約の相手方は、所定の手続に従い、契約保証金または契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

なお、本案件においては、購入、保守のそれぞれについて免除申請をしなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（単価契約の場合は執行予定額）に100分の10以上を乗じた額とする。

(2) 契約保証金の納付方法

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、金融機関に払い込むこと。

(3) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

1 (3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値の規定を準用する。

(4) 契約完了後の契約保証金

ア 契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。

(ア) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により納付した場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「還付請求書（様式第10号）」の提出により還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

イ 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(5) 契約保証金の免除

契約の相手方が契約保証金の納付の免除を希望した場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条2項に規定する次のいずれかに該当するときに限り契約保証金の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約履行実績に基づく契約保証金の免除

1 (6) ウ「契約履行実績に基づく入札保証金の免除」の規定を準用する。

アまたはイの場合には「**契約保証金免除申請書（様式第6号）**（以下「**免除申請書**」という。）と当該保険証書等を、ウの場合には「**免除申請書**」と「**契約の履行について（様式第7号）**」に必要な書類を添え、落札後速やかに担当窓口へ提出しなければならない。（契約書のコピー及び履行を証する書類が、入札保証金免除の申請書類と同一であっても再度提出すること。）